

実施方針等に関する個別説明会に係る質問書への回答

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	○	-	-	2	1、(1)、⑤ イ	業務の範囲 (基本設計業務 について)	前回の基本設計の取扱いについて、次の点をご教示願います。 ①前回の基本設計が、今回の提案内容の良否を判断する1つの基準として位置づけられるものではないと理解してよろしいでしょうか。 ②今回、基本設計が民間事業者の業務範囲に含まれたことにより、要求水準書(案)に規定されていない各種詳細事項については、民間事業者が自由な発想で提案を行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	①ご質問の通りです。 ②ご質問の通りです。
2	実施方針	○	-	-	10	2、(2)	募集及び選定スケジュールについて	競争的対話を実施することとありますが、対話の実施はいつ頃を想定されていますでしょうか、ご教示下さい。	9月末～10月頃を予定しております。詳細は、募集要項で公表します。なお、競争的対話は、必要に応じて複数回実施します。
3	実施方針	○	-	-	10	2、(2)	募集及び選定スケジュール(予定)	競争的対話はいつ頃実施されるのでしょうか。実施時期が遅くなると、コスト圧縮のための大胆な変更提案はできないと思われれます。つきましては、当方より応募するための工程を説明させていただき、競争的対話の時期を早める協議をさせていただきたくお願いいたします。	9月末～10月頃を予定しております。詳細は、募集要項で公表します。なお、競争的対話は、必要に応じて複数回実施します。
4	実施方針	○	-	-	12	2、(3)、⑤	基本的な参加資格要件について	(g) 工事監理企業のうち1者以上が、対象工事に対応する監理技術者を雇用しており、かつ、当該監理技術者を本事業に専任で配置できること。とあるが、施工企業のことでしょうか。	工事監理企業です。
5	実施方針	○	-	-	12	2、(3)、⑤	基本的な参加資格要件について	(a) 全ての設計企業及び工事監理企業が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。とあるが、これ以外に工事監理企業の参加資格要件はありますか。	条件(g)が相当します。
6	実施方針	○	-	-	13	2、(3)、⑥	構成員等の兼務等の制限について	対象施設等の施工業務と工事監理業務については、同一の企業が実施することはできないものとする。とあるが、設計企業、監理企業は兼務可能でしょうか。	ご質問のとおりです。
7	実施方針	○	-	-	14			実施方針14ページ、参加資格の人的関係に関して、(ただし、当該会社の業務執行に対して直接的に関与しない場合は、その限りではない)と追記されていますが、社外取締役については適用されますか。	社外取締役に関しては、但し書きの適用対象となります。
8	実施方針	○	-	-	15	2、(3)、⑧、イ	ペリ クラーク ペリ アーキテク ツジャパン(株) について	ペリクラークペリアーキテクツジャパン株式会社様は、事業者決定以降、どのようなお立場で本業務に関われるのでしょうか、「設計～工事監理段階における事業者との関係」についてご教示下さい。	本事業への関わりは、現段階では予定しておりません。
9	実施方針	○	-	-	15	2、(4)、② イ	本施設の基本理念を理解した設計	本施設の基本理念である「市民一人ひとりが誇りと愛着を持つことができる新たな文化交流のシンボル施設」とするには、市民の意見・要望を反映することが必要と考えますが、要求水準書(案)を網羅すれば、市民の意見・要望は全て反映されていると理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご質問の通りです。
10	実施方針	○	-	-	15	2、(4)、② イ	事業者選定基準の基本的な考え方	施設計画に係る事項において、「情報システムの実現性」が事業者選定基準として追加されましたが、どのような意図かご教示いただけませんか。	平成21年4月公表の「(仮称)おおぶ文化交流の社整備運営事業 事業者選定基準」において、情報システムの実現性、具体性を評価項目(中分類)に盛り込んでおり、本実施方針における事業者選定基準についても、それらの結果を反映したものといたします。 新しい提案に際しても、実績など実現性に関する提案をお願いします。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
11	実施方針	○	-	-	17	2、(5)、①	著作権について	提案書には企業ノウハウなども含まれております。著作権が公共に帰属するケースは、これまで弊社が携わってきたPFI事業において存在いたしません。選定者、落選者のものを問わず、提案書の著作権は事業者帰属するものと存じます。貴市のお考えをご教示下さい。	著作権は、事業者帰属するものとします。ただし、本事業において、公表及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとします。
12	実施方針	○	-	-	21	6、(1)、③	SPCに契約不履行の懸念が生じた場合について	SPCは損害賠償のみで、定額的な違約金等の設定はないとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項と同時公表予定の事業契約書(案)をご確認ください。
13	実施方針	-	○	-	27	共通	許認可について	不可抗力等による事業者帰責ではない許認可の遅延・不能に関しては、事業者リスクではないとの理解でよろしいでしょうか、ご教示下さい。	リスク分担表に記載のとおりです。
14	実施方針	-	○	-	27	共通	第三者賠償について	不可抗力等による事業者帰責ではなく第三者に損害を与えた場合の損害賠償は、事業者リスクではないとの理解でよろしいでしょうか、ご教示下さい。	リスク分担表に記載のとおりです。
15	実施方針	-	○	-	28	運営維持管理段階	施設・設備等の瑕疵について	瑕疵担保期間は何年を想定されているかご教示下さい。	募集要項と同時公表予定の事業契約書(案)をご確認ください。
16	実施方針	-	○	別紙2	31	1、表中	光熱水費	光熱費については市民の利用状況によっては大幅に変動する可能性があり、市民活動の活性化と光熱費の抑制は事業者にとって両立し得ない課題になると考えます。つきましては、光熱費の実績に応じて市からの支払額が変動するような支払い方法をご検討頂けないでしょうか。或いは、固定分+変動分とし、変動分については諸室の使用時間などに連動して支払われるような方法をご検討いただけないでしょうか。貴市のお考えをお伺いしたく、宜しくお願致します。	原案のとおりとします。
17	実施方針	○	-	-	34 51	2、(1)、⑥	光熱水費	光熱水費については、P.34では「事業者の提案金額」となっておりますが、P.51では「本紙の負担とする」と記載されており、「本市の負担」を「実費精算」と捉えたと、提案金額で光熱水費を実際よりも低く積算し提案される可能性について、どのようにお考えでしょうか？	本事業において、光熱水費に係るサービス対価の支払金額は、事業者の提案金額としており、提案金額を上回った金額分については、事業者の負担となります。また、要求水準書P51の、「本市の負担とする」の文言は修正します。
18	実施方針	-	○	-	34	2、(3)⑥	光熱水費について	既存の施設である場合は、過去実績データを分析の上、光熱水費を設定することが可能ですが、本施設は新設のため実態に則した光熱水費を設定することは、極めて困難です。光熱水費のリスクを民間事業者が負担する仕組みとなりますと、そのリスク分を上乗せした光熱水費をサービス対価として設定することになり、貴市の費用の縮減につながりません。改めて光熱水費に関するリスクを民間事業者負担とならないスキームに変更することは可能でしょうか、ご教示下さい。(個別説明会にて協議させて頂きたいと存じます。)	原案のとおりとします。
19	実施方針	-	2	-	34	2、(3)、⑥	光熱水費	光熱水費は利用者及び利用方法によって変動するもので、固定費的にコントロールできるものではありません。特に、新設の施設の場合、実績値がないことからその予測は難しいものになります。従って、提案価格を15年間担保するには、不確定さを補完するための上乗せ費用(15年で数億単位増加)を見込まざるを得ません。また、利用時間が予想を超えて赤字となった場合には利用時間を下げる負のインセンティブが働き、利用率の低下が危惧されます。基本的には、「使用料金と光熱水費」は「売上と原価」に近い相関関係であり、パッケージで同一者がマネージメント及びリスク負担するのが、常識的と考えています。	本事業におけるスタッフの配置等は、利用者数を想定した上で、設定しているものと考えます。それゆえ、光熱水費についても、上記で想定した利用者数に応じて、使用量(及び使用料)を予測することが可能であると考えております。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
20	実施方針	—	別紙2	—	32	2、(3)、①、ア	サービス対価の見直し要素	運営費相当のサービス対価見直し要素として「物価変動による改定」しか挙げられておりませんが、運営事業者のモチベーションを上げるために、入館者数や資料貸出冊数などの要素を加えていただけませんか。利用が増えるほど負担も増加するため、その部分を吸収していただきたい。実績をモニタリングし、翌年度に反映させるなどの方法ではどうでしょうか。本の貸出しなどはシステム化が可能ですが、その他の対応はスタッフが必要となります。サービスにあたる上で、人件費をいただきたい。またシステムの効率に関しては、15年後には技術革新により非効率化している可能性があります。	原案のとおりとします。標準価格の設定が非常に難しく、現状で予測が困難です。需要変動によるサービス対価の見直しをする予定はありません。また、技術革新のリスクについてはリスク分担で担保します。
21	実施方針	-	○	-	35	3.(1)	サービス対価の改定方法	サービス対価の改定は、物価変動に伴う改定のみとなっていますが、サービス対価3の運営費相当については、利用者の増加によりサービス対価を改定することを追加することは可能でしょうか、ご教示下さい。	原案のとおりとします。
22	実施方針	—	2	—	35	3、(1)	サービス対価の改定方法	システム整備保守管理費以外のサービス対価3の改定については、物価変動しか考慮されていませんが、利用者数の増減により、光熱水費を含む運営及び維持管理に要するコストは変動します。利用者を増やしても対価が変わらない場合、民間事業者の負担は増えるだけです。win-winのパートナーシップになりません。民間事業者のモチベーションを高めるため、利用者数が増加した場合はインセンティブが与えられる仕組みについて、意見交換をお願いいたします。	原案のとおりとします。
23	要求水準書(案)	○	-	-	15	第3、4	SPCに求める機能について	SPCにおいて、プロジェクト・施設整備・運営マネジメント機能を管理するチームとありますが、これらマネジメント体制についてご教示下さい。	事業期間中、事業が安定して質の高いサービスを提供できるよう、施設整備・運営に係る事業者に加え、セルフモニタリングや業務改善、業務間の調整を行なう、統括マネジメント事業者を設置することを想定しています。
24	要求水準書(案)	○	—	—	21	第4、5	施設の基本要件	2010年5月6日「事業計画の見直しについて」において、「【資料2-1】施設計画見直し案」にある「イメージ図面」は、民間事業者の自由な提案を妨げるものではないのでしょうか。	ご質問のとおりです。イメージ図面は、提案を拘束するものではありません。
25	要求水準書(案)	○	—	—	24	第4、5、(4)、イ 第4、5、(6)、ウ	ふれあいの路	「図書館は東側配置、各機能をふれあいの路を軸として配置」とありますが、図書館の一面が東側に面する提案も可能でしょうか。	東側としているのは、自然光を取り込んだ快適な環境作りを旨として設定された条件です。その趣旨を踏まえてご提案ください。
26	要求水準書(案)	○	—	—	24	5、(4)、エ	駐車場・駐輪場	「計画外敷地」の取扱いについて、ご教示ください。	計画外敷地には、建物は整備できませんが、別の用途で活用することは可能です。
27	要求水準書(案)	○	—	—	24	5、(4)、イ	駐車場・駐輪場	「300台以上の駐車台数を確保すること」とありますが、駐車区画について、軽自動車対応を含んで提案することは可能でしょうか、ご教示願います。	ご提案ください。
28	要求水準書(案)	○	—	—	24	5、(4)、イ	駐車場・駐輪場	駐車区画について、軽自動車対応を含む提案が可能な場合、何台程度まで含むことが可能でしょうか、ご教示願います。	ご提案ください。
29	要求水準書(案)	○	—	—	24	第4、5、(4)、イ	駐車場・駐輪場	「駐車台数300台以上確保」として必要な施設利用の場面は、例えば「ホールでの演劇・音楽発表会」などと推察いたしますが、その他想定される場面をご教示願います。	ホールでの演劇・音楽発表会などに加え、図書館利用を想定しています。
30	要求水準書(案)	○	—	—	25	5、(4)、ケ	防災安全計画	「災害時の避難所として活用できること」との記載がありますが、本施設は防災拠点との考えですか。またその場合、具体的な設置基準はございますか。	施設規模の見直しにより、防災拠点としての位置づけはありませんが、災害時には避難所として活用することを想定しています。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
31	要求水準書(案)	○	-	-	28	5、(5)、ウ ^⑱	太陽光発電設備	「一般電灯負荷を補助するとともに、非常時に最低限必要な諸室・スペースの照明用電力が賄える性能とすること」とありますが、最低限必要な諸室・スペースについて指定がございましたら、ご教示願います。	ご提案ください。
32	要求水準書(案)	○	-	-	28	5、(5)、ウ ^⑱	太陽光発電設備	「一般電灯負荷を補助するとともに、非常時に最低限必要な諸室・スペースの照明用電力が賄える性能とすること」とありますが、太陽光発電設備で賄う非常時の電力は照明用のみとの理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご質問のとおりです。
33	要求水準書(案)	○	-	-	31	第4、5、(6)、ア 管理運営部門(a)	返却本作業室・作業スペース	施設内容の欄に「返却ポストと貸出返却デスクとの動線、自動化書庫(及び自動振り分けシステム)との連携に配慮すること」と記載されておりますが、(及び自動振り分けシステム)のカッコ書きの記載についても、要求水準と考えるべきなのでしょうか？ 汚損、破損チェックは人の手でなければできないが、この手順をスキップした提案でもよいのか。	自動振り分けシステムは要求水準ではありません。必要に応じてご提案ください。
34	要求水準書(案)	○	-	-	33	第4、5、(6)、ウ 交流促進ゾーン(b)	喫茶(飲食)スペース	喫茶(飲食)スペースは、「食事を目的として来訪することができるようなレストラン」と記載されておりますが、通常の喫茶店で出されるような軽食でも構いませんか？ また、どの程度までの食事が必要なかレベル感について、具体的な例示(メニュー例)を含めご教示いただけませんか？	原案のとおりとします。利用者に喜ばれることを最大の目的とし、利用者のニーズを想定したメニュー、運営方法等をご提案ください。
35	要求水準書(案)	○	-	-	33	ウ、(g)	リフレッシュルーム	リフレッシュルームを設えることは必須でしょうか。自由に使える居室とすると、スタッフの目が届きにくく、ミニキッチン等、怪我の危険性も高まります。リフレッシュルームの代わりに交流スペースやイベントスペースの面積を広げる等の別の用途に変更可能でしょうか。	ご提案ください。必要に応じて、ミニキッチンを設けることとします。
36	要求水準書(案)	○	-	-	34	エ、(a)	ホール	「自然光を取り入れられるホール」とありますが、ステージの演出上遮光して利用する催しが多いと考えられます。自然光を取り入れるのは必須でしょうか。	原案のとおりとします。
37	要求水準書(案)	○	-	-	34	エ、(a)	ホール	「車椅子利用20席程度を設置すること」とありますが、同規模の他施設同様、2席～4席程度確保するのではためでしょうか。 また、車椅子置き場、室内用車椅子の提案は可能でしょうか。	車椅子席については、原案のとおりとします。ユニバーサルデザインの考えのもと、健常者も障がい者も分け隔てなく利用できる施設とします。常時、20席程度のスペースを確保するという趣旨ではなく、一部取り外し可能な固定席など物理的に利用可能な機能を意味しています。 車椅子置き場、室内用車椅子については、ご提案ください。
38	要求水準書(案)	○	-	-	34	エ、(a)	ホール	「ホール内の段差もスロープにするなど健常者と利用者が共存できる施設にすること」とありますが、客席内の通路は階段式でなくスロープにしないためでしょうか。	ご提案ください。ただし、ホールに車いす利用者のための配慮がなされている事が必須です。
39	要求水準書(案)	○	-	-	34	5、(6)、エ (a)ホール	文化発信ゾーン	「音響反射板を設置の上」とありますが、音響反射板を必要とされる理由をご教示願います。音響反射板を設けずに同等の音響性能を確保する提案は可能でしょうか。	音楽以外の、演劇等の使用を考慮し、音響反射板の設置が必要です。
40	要求水準書(案)	○	-	-	35	エ、(h)	ホワイエ	「クローク」、「控室」を設けることとありますが、兼用のスペースとしてもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
41	要求水準書(案)	○	-	-	37	5、(6)	諸室機能及び面積水準	37ページ記載の「諸室機能及び面積水準」表の施設延床面積は8,650㎡以上とありますが、当該表記載の施設の延床面積について、+/-10%の範囲は許容されると考えてよろしいでしょうか。 また、スタジオ、ホール席の増加は可能か、また子供用のプレイルームなど、要求水準にない施設を提案することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。 スタジオの増設は想定していません。また、ホール席数については目安です。要求水準にない施設については、必要性や魅力の裏づけとともに提案された場合には検討します。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
42	要求水準書(案)	○	—	—	41	第5、3、(4)、う、①	情報システム・情報ネットワーク等設置工事業務	「業務用端末については本施設のほか、各公民館図書室・・・に1台以上整備すること。」とありますが、既存に設置するということで露出配管での施工と考えるとよろしいでしょうか。また、システム端末の設置台は既存カウンター等に設置するという考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問の通りです。
43	要求水準書(案)	○	—	—	54	第8、5、(1)	情報システム・情報NW	情報システム及び情報通信機器等の更新費用について提案金額算出する際、昨年度の質疑においては、「更新に要する費用は、初期調達分と同等の費用を提案価格に計上していただき、・・・」と回答をいただいておりますが、更新対象となる機器と更新頻度については、機器の特性を踏まえ事業者側の提案と考慮、更新費用を計上してよろしいでしょうか？ 例えば、耐用年数が5年以上の設備に関しては、耐用年数を残した状態で、5年サイクルの更新を行う必要があるでしょうか。また、図書に付属するICタグは使用中の破損も多く発生します。	ご質問のとおりです。耐用年数を残した状態での更新は必要ありません。
44	要求水準書(案)	○			54	5、(2)	業務の内容	新たにシステムを導入する場合には、所管部署と協議の上、情報化実施計画へ上げること。ありますが実施計画の運用について具体的に説明下さい。	システムの新規導入(更新含む)を行う場合、情報化実施計画へ計上することとなります。
45	要求水準書(案)	○			56	第8、8、(1)	定位置業務	警備業務として「入館者の監視・管理、不審者・不審車両の侵入防止」とありますが、これは監視カメラによる監視を行い、何かあった時に警備員が対応するという考えで宜しいでしょうか。また同様に定位置業務の中で「施錠管理」がありますが、これは「各室の戸締り」を指しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
46	要求水準書(案)	—	○	3	2		必要備品・什器リスト	出納ステーションを2箇所としている意図はありますでしょうか。昨年は2箇所の設置が要求水準でしたが、今回も2箇所の設置が要求水準なのでしょうか。また前回のイメージ図には2箇所記載されていますが、関連はありませんか。	要求水準ではありません。また、イメージ図は、今回の事業と関連はありません。
47	要求水準書(案)	—	3	—	4	ウ	交流促進ゾーン	喫茶(飲食)スペースのテーブルや椅子は市の所有と思われるのですが、これら以外に事業者で選定した家具、又厨房設備や機器について、市の所有とするか事業者の所有とするかは、事業者の提案に委ねられると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
48	要求水準書(案)		3		5	ホール	講演台	仕様寸法が1800×1818×121とありますが、1800×900×1000に変更してもよろしいでしょうか。	ご指摘のように変更します。
49	要求水準書(案)		3		5	ホール	演壇	舞台には不要と考えます。どうしても必要なときはヒナ段用平台にて代用が可能ですので削除していただけないでしょうか。	ご指摘のように変更します。
50	要求水準書(案)		3		5	ホール	金屏風	2式とありますが、1式でよいのではないのでしょうか。(大スタジオがなくなったので・・・)	1式とします。
51	要求水準書(案)		3		5	ホール	高座用座布団	仕様寸法がW700×D800とありますが、W800×D700に変更してもよろしいでしょうか。	ご指摘のように変更します。
52	要求水準書(案)		3		5	ホール	長座布団	仕様寸法がW540×D1,800とありますが、W540×L1,800に変更してもよろしいでしょうか。	ご指摘のように変更します。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
53	要求水準書(案)		3		5	ホール	上敷ゴザ①	仕様寸法がW900×D14,400とありますが、W900×L14,400に変更してもよろしいでしょうか。	ご指摘のように変更します。
54	要求水準書(案)		3		5	ホール	上敷ゴザ②	仕様寸法がW900×D3,600とありますが、W900×L3,600に変更してもよろしいでしょうか。	ご指摘のように変更します。
55	要求水準書(案)		3		5	ホール	上敷ゴザ②	数量は何枚でしょうか。	5枚です。変更します。
56	要求水準書(案)		3		5	ホール	ステージ階段	H表記は750とするよりもステージ高(実測による)という表記のほうがよいように考えますかいかがでしょうか。	ステージ高に変更します。
57	要求水準書(案)		3		5	ホール	国旗・市旗パネル	W900×D1350とありますが、H900×W1350でよろしいでしょうか。	ご指摘のように変更します。
58	要求水準書(案)		3		5	ホール	ピアノ椅子(背もたれ有)	数量7とありますが7以上とし、備考欄にオーケストラのコンサートマスター、チェロ用椅子6脚含むと追記されたいかがでしょうか。	ご指摘のように変更します。
59	要求水準書(案)		3		5	ホール	ピアノ椅子(背もたれ無)	数量7以上とありますが、連弾を想定しても2あればよいと考えますかいかがでしょうか。	ご指摘のように変更します。
60	要求水準書(案)	—	3	—	5	エ	文化発信ゾーン	屏風、絛毛氈、高座用座布団、上敷ゴザ等の備品は、日舞等の和物や落語の公演を想定されていると推測いたしますが、要求水準書案の「諸室機能及び面積水準」の「ホール」の機能では、これらの利用について特段記載がございません。使い方に応じたホールのスペック検討のため、日舞等の和物や落語を含め、ホールの用途についての想定内訳をご教示願います。	主要な用途として、クラシック音楽、バレエ、ダンス、演劇、ミュージカル、日舞、落語、各種講演などが開催ができるように備品を選定しています。その他の利用方法はご提案ください。
61	要求水準書(案)	—	3	—	5	エ	文化発信ゾーン	グランドピアノの仕様について、スタインウェイと指定されておりますが、ホール運営に関する提案に応じて、メーカーを変えることは可能でしょうか。それともスタインウェイは必須でしょうか。必須の場合は、その理由をご教示願います。	スタインウェイのピアノは必須です。本施設の利用が想定される市民、市民団体などへのヒアリングから質の高いピアノを設置することとしています。
62	要求水準書(案)		3		6	中スタジオ、小スタジオ	アップライトピアノ	仕様もしくは備考欄に追記として、ピアノ椅子・カバー付きとされてはいかがでしょうか。	ご指摘のように変更します。
63	要求水準書(案)	—	別紙3	—	7	オその他	サーバールーム	サーバールーム内のサーバーラック 12台の活用イメージについて説明下さい。	管理者用、利用者用など本施設で必要とされるサーバを置くことを想定しています。別紙3に記載されているサーバーラックの台数は変更します。
64	要求水準書(案)		○	別紙5	6	I-7-①-a	駐車場の運営	「適切な誘導・整理などを行う」とありますが、これは専任スタッフを配置して常時誘導・整理業務を行うのではなく、放置駐車管理などを警備員等が適宜行うとの提案でも宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
65	要求水準書(案)	—	5	—	18	IV-2-①	託児サービス	託児サービスは、受益者負担方式での運営と理解してよろしいでしょうか。この場合、運営方法は事前申込制など、事業者の提案に任せられ、料金は事業者の収入になると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
66	要求水準書(案)	-	5	-	20	V-1-②③	市民提案協働プログラムの内容	・「市民団体との連携を前提としたプログラムの立案に努める。」「プログラムの企画立案時に、市内市民団体、ボランティア等の連携を打診する。」とありますが、市民団体との連携や協働によるイベント企画の内容は、提案時にある程度具体的団体名等を明記した提案が求められているのか、それとも市内の市民団体などから公募などする事を前提に推進するような汎用性のある提案にする事が求められているのかについて、協議をさせていただければと考えています。 提案時に個別の市民団体名などを限定的に明記することは、一方に偏った提案に感じられ、公平・平等の基本原則と整合性が取れるのか疑問に感じています。	具体的に市民団体名等を明記するかどうかについては、提案者の判断にゆだねます。なお、提案時に個別の市民団体名などを限定的に明記することは、公平・平等の基本原則を侵すものではないと考えます。
67	要求水準書(案)	-	5	-	20	V-1-②	プログラムの企画立案	「文化デザイン塾を踏まえた内容」とありますが、文化デザイン塾は(仮称)サポーターズ・クラブの運営とは別に行うものと理解してよろしいでしょうか。前者はイベント企画型サービスの公募型事業への随時参加であり、後者は継続性のあるメンバーシップ組織であるとの理解でよろしいでしょうか。理解に齟齬があるようでしたら、違いについてご教示願います。	ご質問のとおりです。文化デザイン塾は、目的に合致した内容を求めるものであり、事業内容、実施回数などは事業者提案とします。現在の運営状況は、市ホームページをご参照ください。
68	要求水準書(案)	-	5	-	22	V-5.	自主企画	独立採算で行う自主企画については、開催頻度等の条件はないと考えますが、市民利用に優先して施設を利用できるのでしょうか。また、市民利用のニーズが予想外に高かった場合これを優先し、自主企画を見合わせることを提案することは可能でしょうか。可能な場合、要求水準の未達にはならないと理解してよろしいでしょうか。	貸館、イベント企画型サービス、独立採算で行う自主企画は、いずれも市民サービスとして実施するものであり、要求水準となります。それぞれのサービスにおける施設の利用については、事業者が判断・調整し、市民へよりよいサービスを提供していただく提案を期待します。
69	管理運営計画書(案)	○	-	-	1	1-2.	中期事業計画と運営協議会の位置づけ	・プロポーザル応募時に管理運営に関して提案した内容や、事業者選定後作成する中期事業計画書に関して、運営協議会での議論において事業者の提案内容と大きく異なる意見が出た際には、どのような対応が求められるか、ご教示願います。	事業者の提案内容、中期事業計画書が基本線となります。運営協議会からの提案、意見についても、調整し、とりまとめてください。
70	管理運営計画書(案)	○	-	-	20	3-2(2)	市民交流機能のサービスについて	市民交流機能のサービス内容、方法を具体的に教えて頂けないでしょうか。	管理運営計画書のとおりです。
71	管理運営計画書(案)	-	○	-	22	管理運営計画書	イベント企画型サービスについて	不定期のイベント、祭典、コンサートなどの開催は特定の記念日や年1~2回の開催とありますが、P24(4)には2ヶ月に1回程度以上(年間6回程度以上)と記載されています。どちらの記載を基準とすべきかご教示下さい。	年間6回程度以上の開催を想定しています。
72	管理運営計画書(案)	○	-	-	22	3-3、(3)	想定されるプログラム(例)	こちらから具体的なボランティア活動の提案できますでしょうか。	ご提案ください。
73	管理運営計画書(案)	○	-	-	23	3-3(3)	イベント企画型サービスのプログラムについて	イベント企画型のサービス内容、方法を具体的に教えて頂けないでしょうか。	管理運営計画書のとおりです。
74	管理運営計画書(案)	○	-	-	25	④	文化デザイン塾の実施	これまで市にて開催してきたスキーム(参加料無料等)はそのまま、開催場所を変更して実施するという理解でよろしいでしょうか。その際、ノウハウ等についてはご開示いただけるのでしょうか。	事業の目的をご理解いただいた上で、独自性を発揮したご提案をいただきたいと考えています。
75	管理運営計画書(案)	○	-	-	26	⑤	トークライブの実施	これまで市にて開催してきたスキーム(参加料無料等)はそのまま、開催場所を変更して実施するという理解でよろしいでしょうか。その際、ノウハウ等についてはご開示いただけるのでしょうか。	事業の目的をご理解いただいた上で、独自性を発揮したご提案をいただきたいと考えています。

通しNo	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	箇所	タイトル	質問内容	回答
76	その他	-	-	-	-	-	昨年度入札時の質問&回答について	昨年度の入札時の質問・意見において回答いただいた内容は、今回の入札においても有効であると考えてよろしいでしょうか？ 昨年度と同じ質問であっても、再度質問の必要がありますでしょうか。	昨年度の実施方針等及び募集要項等に係る質問・意見は有効とはなりません。 要求水準を変更した項目があるため、改めての質問をお願いします。
77	その他							平成22年2月2日検討委員会における施設計画見直し案について、審査における取扱いはどのようになるでしょうか。上記案は無いものとして計画することは可能でしょうか。	ご質問の通りです。
78							「平成22年2月2日開催検討委員会」資料2の1のイメージ図の扱い	「平成22年2月2日開催検討委員会」資料2の1のイメージ図は要求水準とどのような関係がありますか。また当該イメージ図を評価基準にすることはありますか。(例えば図書館の平面形状や自動書庫や空調機械室の階数設定など)	イメージ図と要求水準は、全く関係ありません。
79								AV機器の要求水準に関して、要求されるのはTVとDVDのみの整備でしょうか。拡張性を持たせるためPCとするなど、提案の余地があります。要求水準を緩やかにしていただくと、建設期間中の技術革新に対応できます。同様に、蔵書数の要求水準についても、電子書籍込みにはいかがでしょうか。先端技術に関して、要求水準に含むか、あるいは評価対象となるよう考慮していただきたい。	ご提案ください。